小・中学生のみなさん!

ねえねえ。私たちって

高校3年生の誕生日が

来たら、「おとな」の仲

間入りするらしいよ

え?高校生なのに「お

とな」になるの?

そう。法律が変わって、 高校に通っていても「お

とな」になるんだって。

へ~。でも、おとな

の仲間入りって、何

が変わるのかな?

どうなるんだろう…

花子さん

今年度、中学校を卒業する君たちから、 18歳で「おとな」になるって知ってた?

民法が改正され、2022年4月1日から、大人になる年齢(成年年齢)が 「20歳」から「18歳」に引き下げられます。

成人になったら、できるようになること

- ●クレジットカードを作る
- ●携帯電話を購入する
- ●ローンを組んだり、借金をする ●10年有効のパスポートを取る
- ●一人暮らしのためのアパートを借りる …など

このようなことが18歳から できるようになります。



(6) お酒やたばこは、これまで 通り20歳になるまで禁止です。





ができます。これを「未成年者取消権」といいます。未成年者取消権は、 未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑止する役 割を果たしています。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すこと

成年年齢の引き下げによって、父母の親権に服することもなくなり、 高校生であっても一人で有効な契約ができるようになる一方、未成年者 取消権は使えなくなります。社会での経験が浅いうちにいろいろな契約 ができるようになると、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。

まきこまれやすいトラブルの事例

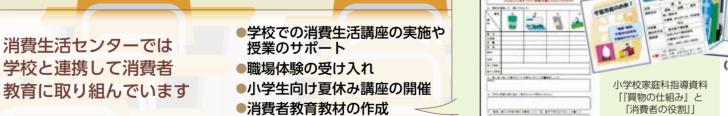
円のコースを勧められた。「高額だから無理。」

と断ったが、「カードを作って分割払いにすれ

ば大丈夫。」と言われ契約してしまった。

エステの無料体験を受けた。体験後、20万

消費者被害に遭わないためにも、18歳になる前から消費者教育が重要 となります。千葉市では、学校での消費者教育にも力を入れています。 ご家庭でもお金の使い方や契約のことなど話し合ってみてはいかがでし



消費者教育ポスター展 入選作品発表。

市内の小・中学生を対象として、今年も消費者教育ポスターを募集 しました。力作ぞろいの中、優秀賞が決定しましたので、ご紹介します。





展示日程





※1 稲毛区役所 1月11日(土)・1月13日(税閉庁 1月12日(日)は開庁 (9:00~12:30)







消費生活センター 1階 情報プラザ

消費生活センター

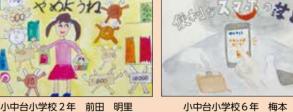
1階情報プラザ

| 2階 ロビー

稲毛区役所

有吉中学校1年 香取 美羽 有吉中学校1年 中川 蒼依 大椎小学校6年 仲田 蕾雪









千葉市中央区弁天4-9-1 経営主体/宗教法人本敬寺 納骨堂経営許可番号/第12-1号

千葉市立▲▲中学校3年生

太郎くん





12枚300円



